

令和5年度第4回
朝霞市障害者プラン推進委員会議事録
令和6年1月11日

障害福祉課

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和5年度第4回朝霞市障害者プラン推進委員会	
開催日時	令和6年1月11日（木） 午後14時00分から 午後15時30分まで	
開催場所	オンライン（Zoom）、 朝霞市役所別館 5階502会議室	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	別紙のとおり	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 委員全員による確認		
傍聴者の数	1人	
その他の必要事項		

令和5年度第4回

朝霞市障害者プラン推進委員会

令和6年1月11日(木)
午後2時00分から
午後3時30分まで
オンライン(Zoom)
市役所別館5階 502会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) パブリック・コメント等について
- (2) 第6次障害者プラン等策定について
- (3) 次年度スケジュールについて
- (4) 朝霞市日本手話言語条例に定める推進方針に係る施策の実施状況について
- (5) その他

3 閉 会

出席委員(11人)

委 員 長	立教大学	飯 村 史 恵
副 委 員 長	あさか向陽園	篠 本 晃 広
委 員	NPO法人 朝霞市心身障害児・者を守る会	高 垣 和 美
委 員	特定非営利活動法人 朝霞市つばさ会	本 橋 操
委 員	特定非営利活動法人 彩の会	栗 山 享 起
委 員	特定非営利活動法人 なかよしねっと	住 田 貴 子
委 員	特定非営利活動法人 ぷりずむ	木 舩 晴 子
委 員	埼玉県朝霞保健所	斉 藤 富美代
委 員	社会福祉法人 朝霞市社会福祉協議会	柴 田 一 彦
委 員	市民(公募)	近 岡 賢 二
委 員	市民(公募)	矢 澤 恵里子

欠席委員（6人）

委	員	朝霞市視力障害者友の会	坂 本 惇
委	員	朝霞市聴覚障害者協会	戸 田 康 之
委	員	地域で共に生きるナノ・朝霞	須 貝 孝
委	員	歩の会	鈴 木 洋 子
委	員	社会福祉法人 朝霞地区福祉会	寺 嶋 深 雪
委	員	すわ緑風園	吉 田 宏 子

事務局（7人）

事	務	局	福祉部長	佐 藤 元 樹
事	務	局	福祉部次長兼障害福祉課長	濱 浩 一
事	務	局	障害福祉課課長補佐	伊 藤 利 晶
事	務	局	障害福祉課障害福祉係長	渡 邊 純 一
事	務	局	障害福祉課障害給付係長	比留間 和 慎
事	務	局	障害福祉課障害給付係主査	佐々木 康 之
事	務	局	障害福祉課障害給付係主事	小 川 菜々美

会議資料

- ・ 令和5年度第4回朝霞市障害者プラン推進委員会次第
- ・ 資料1 第6次朝霞市障害者プラン・第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画（素案）に関するパブリック・コメント実施結果
- ・ 資料2 自立支援協議会委員意見 第6次朝霞市障害者プラン 第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画（素案）に関する意見
- ・ 資料3 第6次朝霞市障害者プラン 第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画（素案）
- ・ 資料4 令和6年度スケジュール（案）
- ・ 資料5-1 朝霞市日本手話に係る施策の推進方針
- ・ 資料5-2 【令和5年度】朝霞市日本手話言語条例に定める推進方針に係る施策の実施状況（報告）

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

○事務局・伊藤課長補佐

本日は、御多忙の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、令和5年度第4回朝霞市障害者プラン推進委員会を開催いたします。

本日は、オンラインと会場を合わせて、委員17人中10人の出席をいただいております。会議成立定足数の過半数を満たしていることを御報告申し上げます。

それでは、議事に入る前に資料を確認をいたします。

資料1が、パブリック・コメント実施結果です。資料2が、自立支援協議会の委員の意見をまとめたものです。資料3が、第6次朝霞市障害者プラン等の素案です。資料4が、令和6年度スケジュール（案）です。

資料5-1が、朝霞市日本手話に係る政策の推進方針。資料5-2が、令和5年度朝霞市日本手話言語条例に定める推進方針に係る施策の実施状況（報告）です。

資料の問題がなければ、これより議事進行を飯村委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

◎2 議題（1）パブリック・コメント等について

○飯村委員長

議事に入る前に、この委員会は原則公開という立場をとっております。傍聴の方がいらっしゃる場合は、会議の途中でも朝霞市障害者プラン推進委員会傍聴要領の規定に基づきまして、随時入室許可をしていくことになっておりますので、御了解ください。

それでは、議事に入りたいと思います。

では、議題（1）、「パブリック・コメント等について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局・佐々木主査

資料1を御覧ください。

昨年11月1日から11月30日までパブリック・コメントを実施いたしました。19名から86件の意見を頂き、併せて自立支援協議会委員2名から6件、市職員1名から意見を頂きました。

頂いた意見を受けて、市としてのコメント、修正の有無などを記載しております。意見を受けての修正を行ったものが資料3になります。

そのため、資料1と資料3のページ番号には若干のずれがありますので御注意ください。

主な修正箇所を、資料1に基づいて説明いたします。

説明の中でページ番号をお伝えしますが、資料3の番号となりますので、ご注意ください。

まず、資料1、22番ほか3件について、グループホームにおける医療的ケアや強度行動障害などの受け入れ体制の不足についてという御意見を頂いておりますが、132ページ「共同生活援助（グループホーム）」、「課題・方向性及び方策等」の記載を見直しまして、医療的ケアや強度行動障害などの重度障害者を受け入れているグループホームの整備促進を明記し、設置を検討している事業者に対して働きかけてまいります。

31番ほか2件について、100ページの「福祉施設の入所者の地域生活への移行」で、本市も県と同様に数値目標を設定しないとしておりましたが、不安を感じるという意見がありましたので、「削減しない」ということで明言して修正しております。

32番について、36ページの「基本目標5」に「地域子育て拠点」の記載を追加しました。

43番、54番について、地域生活への移行は施設からだけではないという御指摘でしたので、それぞれ「施設・病院等」、「入所・入院等」と修正しております。

73番ほか3件について、35ページ・77ページの「基本目標4」に、「障害のある児童（強度行動障害、高次脳機能障害等を含む）」と記載することで、施策対象であることを明示します。

74番について、意見を踏まえ、48ページの「精神障害のある人（発達障害等を含む）への理解の促進」、63ページ、「介護保険との連携」の記載を修正しております。

そのほか、文言の追加などの意見がありましたので、必要に応じて修正しております。

続きまして、資料2をご覧ください。

自立支援協議会の委員の方から頂いた意見となります。パブリック・コメントの実施に合わせて、この障害者プラン推進委員会に所属されていない方に別途資料をお送りし、意見を頂いております。

1番について、資料3の145ページ、保育所等での受け入れ体制についての意見を頂きました。保育課と調整しまして、受入可能人数については、あくまで目安として定めている人数であり、実際は、それ以上の受け入れを行っている旨を追記しております。

2番から6番について、医療的ケア児に関する意見を頂きました。

資料3の20ページをご覧ください。

こちらに医療的ケア児の状況として障害福祉課で把握している人数などを入れております。医療的ケア児については、保健所や保健センターとの連携など、ケースごとに把握している現状となっております。

そのほかの意見につきましては、適宜、文言の修正等を行っております。

そのほか、職員からの意見につきましては、主に誤字や言い回し等の修正でしたので、資料の用意はございませんが、必要に応じて修正を掛けています。

パブリック・コメントについては、以上となっております。

○飯村委員長

ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御質問や御意見がありましたら、委員の皆様から頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

矢澤委員、お願いいたします。

○矢澤委員

100ページの一番最後の行、「本市では削減しないこととします。」というところですが、まず「②施設入所者数」の目標を設定する場合は、「87人」というのが施設入所者数というのが「①地域移行者数」で出てると思うんですけど、その87人に国の成果目標である5%の0.05かけて、 $87人 \times 0.05 = 4.35人$ となり、もし目標として敷地を設定するとしたら、4.35人とで出るという計算で合っていますか。

○事務局・佐々木主査

矢澤委員のお考えどおりでして、国の考えに沿って設定すると、4.35人以上ということで、5人になります。埼玉県も同様ですが、現実には即していないところがありますので、削減しないという表記にしたいと考えております。

○矢澤委員

ありがとうございます。

それで、パブリック・コメントの方で不安を感じているというコメントがあったため、「本市では削減しないこととします。」という文言になったと伺いました。これは、入所できないから不安なのではなく、入所施設から出たときに受皿が確保されていないから不安なのではないかなと私は感じました。もちろん、入所施設で過ごしたいという方もいらっしゃると思いますが、入所施設から出た場合に適切な場所で過ごすことができないという受皿がないことに対する不安だと思うので、ここで「削減しないこととします。」とすると、曖昧にしているだけで、対策を立てていないのではないかと考えたのですが、いかがでしょうか。

○飯村委員長

こちらの文面の背景にある市の考えについての御説明をもう少ししていただいた方がよろしいかと思しますので、その辺りいかがでしょうか。

○事務局・佐々木主査

現在、待機などもいっしょって、施設入所したいという方も増えている状況です。市の方で施設整備しますよとは言えないのですが、今後、そういった受皿を作っていく、施設を増やしていくというのは、必要なことだと思っております。

市としてできることは、受皿である共同生活援助、グループホームについて、132ページの表記を、特に重度の方も受け入れられるようなものにしていくということを明示し、事業者から相談があったときなどに、積極的に受け入れてもらえるような、施設整備を促していくということを考えております。

○矢澤委員

132ページに書いてあることも分かるのですが、この100ページにも目標数値は設定して、受皿も確保していくという方向にした方が、具体的に今何が足りていないのか、これから何をしなければいけないのかということが分かるのではないかなと思っております。

私も、本人が入りたい所、行きたい所に行けばいいというふうに思っております。

○事務局・佐々木主査

100ページに限らず、障害福祉計画については、国や県の指針に対して正反対の目標設定は難しいため、このような表記になっております。

○矢澤委員

記載したい場合は、県や国に直接お願いをすれば良いですか。例えば、朝霞市からお願いすることはできますか。

○事務局・佐々木主査

市としても、機会を捉えて国や県に要望して行きたいとは思っております。また、県民コメントなど市を通さず県へ直接意見を言っていただく方法もあります。

○飯村委員長

矢澤委員今ので大丈夫でしょうか。

この辺りは、きちんとニーズを捉えるということが最も大切なのかなというふうに思いますので、そのニーズに応える施策は何かというところを、きちんと見せていくというのが大事かなと思いますので、単に国が言っているからとか、県がどうかという話ではなくて、本当に障害とともに生きる人々、御家族も含めてですね、何が最終的に望ましい姿なのかというところをきちんと踏まえていくことが、最も大切だと感じますので、市の考えを少し丁寧に説明をしていく必要はあるのではないかなと思いました。

本件、よろしいでしょうか。

そうしましたら、矢澤委員の趣旨を踏まえて、国あるいは県に向けての今後の方針をパブリッ

ク・コメントの対応へ入れることができるか事務局と再度調整をしたいと思います。

ほかの委員の方、いかがでございましょうか。

本橋委員は、何か意見ありますか。

よろしく申し上げます。

○本橋委員

僕たち地域でいろいろな福祉に携わっている者としては、県や国の方針が大事なのは分かりますが、現場としてどんなニーズがあるのか、どんなことが生活上困っているのかというのを一番身にしみていますので、一人の障害者から見えてくる朝霞市としての地域や福祉政策の環境については、国や県がではなく、朝霞市独自の方向性を考えていき、もっと朝霞市オリジナルの、計画を作るのかすごく重要になってくるのかなというふうには感じました。

○飯村委員長

大変貴重な御意見ありがとうございました。

その辺りが、この委員会でやはり皆様が参加をされて作っていく、こういうプランの大事なところかなと思いますので、その辺りが伝わるような形で、このパブリック・コメントというところも皆様に公開ということになるかと思っておりますので、その対応や市としての考えは、誤解のないように伝わるように、事務局と再度調整をしたいと思います。

ほかは、いかがでございましょうか。

高垣委員、よろしく申し上げます。

○高垣委員

今回、パブリック・コメントの実施結果に対して、市修正が掛かったことは、とても良かったと思います。

ただ、「頂いた意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。」というのが、多岐にわたってあるので、それについて、今回この意見を見てそれで良しとするのではなく、やはり本当に、この意見が数年かけて反映できることを望みます。

以上です。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○飯村委員長

ありがとうございます。

ここの部分につきましても、やはり今、高垣委員がおっしゃったことが大変大事なところかと思っておりますので、せっかく意見を頂いたというこの貴重な部分を様々な、今回のプランだけではなくて生かしていくという御趣旨だったかなというふうに思っておりますので。

事務局の方から、もし何か補足がありましたらお伺いいたしますが、いかがですか。

○事務局・佐々木主査

今回の資料につきましては、主題としてプランの修正のお話として作らせていただいていたのですが、実際に公開する前には、表現の方向、実際にどう捉えているかというところを追加して公開できたらと考えております。

本会議は、10人の委員で開始しましたが、木舩委員がいらっしゃいましたので、参加者の人数は11人と、訂正させていただきます。

○飯村委員長

ほかの委員の方、大丈夫でしょうか。

そうしましたら、市の考えは私と事務局でもう一度精査をして公開に持っていくという流れにしたいと思いますので、併せて御了解をいただければと思います。

皆様ありがとうございます。

◎2 議題（2）第6次障害者プラン等策定について

○飯村委員長

では、議題（2）「第6次障害者プランの策定」につきまして、まず、事務局から説明をお願いします。

○事務局・佐々木主査

第6次障害者プラン等の策定について、今後の流れを説明いたします。

資料3を御覧ください。

先ほど説明いたしましたとおり、パブリック・コメント等によって修正を加えた素案になります。今後、見込みや時点更新が必要なものについては、最新データに基づき修正する可能性があるのですが、基本的には、今回書いてある内容に基づき市としての決定を行うこととなります。

今後、こちらの素案に対してこのプラン推進委員会を何回やりました、どんなことをやりましたというようなものや、資料編として、市内の施設などを追加し、2月の政策調整会議及び庁議に諮り、市として必要な修正を行った上でプラン策定となります。

内容が確定した後に、ユニバーサルデザインフォントへの変更や、ユニボイスを差し込んだりということを行い、3月中には皆様にお届けできるように準備を進めていきたいと考えております。

○飯村委員長

ありがとうございます。

こちら、資料3になります。かなりボリュームのある内容になっておりますが、基本的には、本日お認めをいただければ、微修正をして市の方で進めていくというような説明だったと思います。

委員の皆様から何か御質問、あるいは御指摘などありましたら、是非お出しただければと思いますが、いかがでしょうか。何かお気付きの点があれば、是非お寄せいただければと思いますが。

住田委員、お願いいたします。

○住田委員

今回のこのプランと計画が決まって、子供のことはこども家庭庁というのが新たに発足しました。私が持っている資料では令和5年12月22日に、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」というこども家庭庁から子供に関する指針のようなものが出ているところです。

先ほど、計画のところの、素案の36ページの基本目標5の「障害児支援の提供体制の整備等」のところ、やはり「障害の児童等のライフステージに沿って」というのがあります。私は子育て支援拠点をやっておりますが、障害のある子供の支援は、多くの課が関わってより充実できるかというとは実はそうではなくて、縦割りの中で抜け落ちていたり、こぼれ落ちていく支援はたくさんあるというのが実感としてあります。

朝霞市としては、バーチャル等でライフステージに沿って支援ができるような仕組みは今までもあったと思いますが、それでも抜け落ちていく、担当課の狭間にいる親子はたくさんいるので子供に関する施策というのは、今後、かなり大きく変わってくるのかなと思います。

是非、横の連携を取っていただきたいというのが、現場としての思いです。

○飯村委員長

ありがとうございます。大変貴重な御意見だったかと思えます。

元々、法律の方の組み立てとか建て付けそのものも児童福祉法というような法律があって、障害者の部分が障害、今でいうと総合支援法ですとか施策の方もあんですけども、縦割りの今まで弊害のようなものも現場としてというような御意見だったと思えます。

この部分について、事務局の方から何か今後の朝霞市としての方針やそういったことがもしあれば是非、御回答とか御説明をいただければと思いますが、いかがでしょうか。お願いします。

○事務局・濱次長兼障害福祉課長

やはり、子供に関する政策もそれぞれの部署部署で分かれているのが現状でございます。その辺を国としても、やはり子供という視点で、子供に関する政策のライフステージに沿って一貫した視点で見えていかないといけないということから、こども家庭庁というものが今回生まれたと考えております。市としても、そういった狭間で抜け落ちる子が、施策がないようにしていかないといけないとは考えております。その間は、今まで以上に部署ごとの連携を密にして、少しでも狭間に落ちるようなことがないように取り組んでいきたいと考えております。

○飯村委員長

ありがとうございます。住田委員、よろしいでしょうか。

逆に、朝霞市の方で良い取組ができれば、ボトムアップで他県や国の方にも地域の方から発信できると良いかなと思いますので、この辺りは、引き続き御意見も頂きながら進めていければというふうに思います。

貴重な御意見、ありがとうございました。

ほかに意見や質問はありますか。

本橋委員、よろしく願いいたします。

○本橋委員

この素案を拝見したところ、多岐にわたるこの政策についての細かいところや数値目標が出ていて、非常に具体性があるというふうに感じました。

私は、普段、精神障害の方を携わっているのですが、御本人のケースカンファレンスで病院へ行く時、家族からどう接していいかわからないと相談されたり、本人抜きで家族が病院へ相談に行ったりすることがこの1年で二、三件見えてきたところがあります。

本人の個別支援もそうなのですが、家庭への総合的な支援というのをもう少し視点に入れてほしいです。

相談する所は、朝霞市内にもあるのですが、障害とは何かわからないような親御さんたちは、どこに相談へ行けばいいのかわからない。だから自分の子供の主治医のところに行ってしまうという形が結構あるみたいなので、もう少し気楽に本人の相談だけでなく、本人を取り巻く環境にいる方々の相談、どう障害の方と付き合えばいいのかをもう少し掘り下げたような相談の窓口が今後必要になってくるのではないかなというふうに最近感じています。

このプランの中でも、家族への支援、家庭環境における支援について突っ込んだ支援施策というのを取っていただければ有り難いかなと思います。

○事務局・佐々木主査

プランの中でも、例えば58ページや59ページの中で「相談支援体制」というのを銘打って、それぞれに応じた相談先を拡充していく必要があるかなというのは考えております。

特に、今後の話としては、基幹相談支援センターを設置して相談できる場所というのを作っていく必要があると考えております。障害福祉課だけではなく、健康づくり課で発達障害相談でなどもやっておりますので、今後とも力を入れていく必要があると考えております。

○飯村委員長

ありがとうございます。本橋委員、よろしいでしょうか。

専門職への周知とともに、広報ですとか、様々相談しやすい環境というところを総合的に整備し

ていくというような課題提起だったかなというふうに思いますので、その辺りはまた、引き続き充実させていくということかなと思います。

このプランはボリュームがあるため、じっくり読んでいただくのは難しいと思いますが、皆様のような意見と共にできたこのプランとなります。作るだけではなくて、これをいかに実効性のあるものにしていくかというようなことが、次の段階でとても大事になってくるかなというふうに思います。

ほか、意見や質問はありますか。

よろしいですか。ありがとうございました。

◎2 議題（3）次年度スケジュールについて

○飯村委員長

では、続きまして議題（3）、「次年度スケジュールについて」事務局から説明をお願いします。

○事務局・比留間障害給付係長

資料4を御覧ください。

令和6年度のスケジュールとして、プラン・計画策定がない年と同じようなスケジュールを組んでおり、5月、10月、翌年1月の計3回、委員会開催を予定しております。参考に、そのほか関連会議の予定も記載しておりますので御確認ください。

基本的には、例年ベースという形ですが、5月の第1回目の際に第5次障害者プラン等の進行管理と第6次障害者プラン等の評価方法を検討、10月の2回目の際に、第5次障害者プラン等の進行管理の評価について、第6次障害者プラン等の評価シートについてを主な議題とし、開催する予定です。

このスケジュール全体に関しては、状況等で若干変更となることもございますが基本的にはこの流れで想定しております。

○飯村委員長

ありがとうございます。

では、意見や質問はありますか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

◎2 議題（4）朝霞市日本手話言語条例に定める推進方針に係る施策の実施状況について

○飯村委員長

では、続きまして、議題（4）「朝霞市日本手話言語条例に定める推進方針に係る施策の実施状況について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局・比留間障害給付係長

資料5-1を御覧ください。

朝霞市日本手話言語条例第8条に基づき策定されたものがこの推進方針となります。

推進方針のうち、1から4の施策について、「6 推進方針の検証及び見直し」に基づき、主な取組状況について抜粋で御説明させていただきます。

それでは、資料5-2を御覧ください。事項1の(1)、一番左側の「日本手話の理解の促進及び普及を図るための施策」として、(1)を主に紹介させていただきます。

日本手話及び日本手話を使用するろう者に対する理解を促進するため、講演会を開催する予定です。今年は2月23日に、朝霞市コミュニティセンターのホールで、NHKの手話ニュースキャスター野口岳史さんをお呼びしまして、講演会を開催する予定です。年1回の開催ですので、興味があれば御連絡いただければと思います。

続きまして、事項2、「日本手話による情報を得る機会の拡大のための施策」として、(3)を主に紹介させていただきます。

新規採用職員や主任級に昇格する職員を対象に、研修を実施しております。また、全職員、指定管理の職員を対象として令和5年10月24日と25日の2日間で計3回、障害者差別解消法の研修と合わせまして、日本手話言語条例に係る研修を実施し、計251人が参加いたしました。

裏面にいきまして、事項3、「日本手話を使用することができる環境整備のための施策」というところですが、設置手話通訳者を2人配置するところ、今年度は12月まで1人欠員となっております。令和5年10月1日から、設置手話通訳者の勤務時間を1日7時間からフルタイムに変更し、令和6年1月1日から欠員の補充ができ、2人体制となり、ろう者の方がいつ来ても対応できる体制を整えているところでございます。

また、資料5-1、「朝霞市日本手話に係る施策の推進方針」の「6 推進方針の検証及び見直し」に基づき、「ろう者及び関係者で組織される懇談会」については、「日本手話言語条例に係る施策推進懇談会」を令和5年8月に第1回目を開催いたしまして、先ほどの報告のほか、手話体験講座、緊急通報システム、遠隔手話通訳、「手話言語の国際デー」のライトアップについてなどの御意見を頂きました。次回の懇談会は、2月に開催する予定となっております。

朝霞市日本手話言語条例に定める施策の推進方針の実施状況についての議題は、以上でございます。

○飯村委員長

ありがとうございます。

では質問や意見はありますか。よろしいですか。

なかなか、手話が言語であるということが日常になかなか根付きにくい部分があります。パブリック・コメントにも意見がありましたが、朝霞市で手話通訳者を配置しても、皆様に利用いただかないと、残念なことになってしまいます。また、配置をしたということをご市民の方に周知をしていくかも大事だと思います。こういった会議に御参加の皆様からも、是非広めていただくということを含めて、今後も活用ができるような体制を整えられたらというふうに思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

◎2 議題（5）その他

○飯村委員長

それでは、本日、事務局の方で御用意いただいた案件は、以上となります。

では議題（5）「その他」ですが、委員や事務局から何かございますか。

では、先に住田委員、続いて矢澤委員をお願いします。

○住田委員

先ほど、日本手話言語条例の話がありましたが、私たちのところの子育て支援センターに、最近聴覚障害の保護者の方がお子さんを連れていらっしゃっていて、その保護者の方から「コーダについて」というパンフレットを頂きました。私、恥ずかしながらコーダという言葉もこれを頂くまで知らなくて、このパンフレットを見させていただいて、「聞こえない親を持つ聞こえる子ども」というお子さんのことをコーダというふうにおっしゃるのだということと、そのコーダと言われるお子さんが、とてもなかなか理解をしてもらえない状態であるということもパンフレットを見て勉強させていただいているところです。

このパンフレットが、WPコーダ子育て支援という、株式会社OSBSというところから無料で送っていただけるということで、私たちの団体も今請求をして、更に普及するために資料を送ってもらうことになっているのですが、とても勉強になる資料ですので、もしよろしければ、個人でも無料で送っていただけたら、資料のダウンロードもできるようなので、この機会にちょっと御覧いただけたらなというふうに思って御紹介させていただきました。よろしくお願いいたします。

○飯村委員長

ありがとうございました。

大変貴重な情報提供だったと思います。是非、皆様にも、今日御欠席の委員の方もいらっしゃると思うので、議事録ですとかそういったところに必要なURLですとか情報も含めて、皆様に行きわたるような形で情報提供をしていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

住田委員、ありがとうございました。

では、お待たせいたしました。矢澤委員、お願いいたします。

○矢澤委員

2024年4月から、合理的配慮の提供が義務化されると思いますが、それについて朝霞市としてどういったお考えがあるのか、ちょっとお聴きしたいなと思います。

○事務局・佐々木主査

合理的配慮の提供、障害者差別解消法の改正に基づいて、4月から、それまで努力義務であった事業者の合理的配慮の提供が義務化、法的義務となります。これに基づいて、広報を行っていくとともに、既に昨年行われた職員向けの研修の中では、お話ししております。今後、県と連携して事業者向けの研修会を開催する予定です。具体的な日程などにつきましては、決まり次第、障害者プラン推進委員会の皆様にも御連絡いたします。また、事業者の方などにも参加していただき、理解していただけるように努めてまいります。

○矢澤委員

ありがとうございます。

既にもう義務化されている公立学校だと、障害児の親から、合理的配慮というのはなかなか言いにくいところもあるので、既に職員の方たちに知ってもらいたいことなんです。事業所とか行政機関もそうですが、これから義務化される場所も、そこは周知徹底して、何か甘えているような感じに思われても困って言えないことがあるので、そうではなくて、基本的な環境を整えてほしいというところで考えていけたらなというふうに思います。

○飯村委員長

ありがとうございます。

これ、用語のですね、元々の英語の「reasonable accommodation」というのを「合理的配慮」と訳しているのですが、配慮というのは何か思いやりのように思われてしまうのですが、法的には義務なんだと法律の研究者も言っております。その辺りをきちんと認識できるかという、これは一人一人の問題でもあるかと思しますので、大変貴重な御指摘だったかと思します。皆様と共に、ここの部分も高めていかれるようにしていければというふうに思います。

ほか、意見や質問はありますか。よろしいですか。

◎3 閉会

○飯村委員長

それでは、これをもちまして令和5年度第4回朝霞市障害者プラン推進委員会を終了とさせていただきます。